

# 幸手市オーガニックビレッジ推進事業業務委託仕様書 (公募型プロポーザル用)

本業務仕様書は、幸手市オーガニックビレッジ推進事業業務に必要な事項を定める。

## 1 業務委託名

幸手市オーガニックビレッジ推進事業業務委託

## 2 履行場所

幸手市役所 外

## 3 業務の目的

本業務は、本市における有機農業の産地づくりを推進し、オーガニックビレッジ宣言の早期実現を後押しするため、有機農業に関心のある農業者の掘り起こしから有機転換に向けた意識醸成、有機米の栽培マニュアルの策定及び有機JAS認証取得支援までの取組を総合的に実施することを目的とする。

## 4 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

## 5 有機農業の定義

本業務における「有機農業」とは、有機農業推進法における「有機農業」とし、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

## 6 業務内容

本市における有機農業の産地づくりを推進し、オーガニックビレッジ宣言の早期実現の後押しを目的として、以下の業務を行うものとする。

なお、業務内容は必要と思われる最低限の事項を示したものであり、本プロポーザルにおける受注者の企画提案に応じて、発注者である幸手市有機農業推進協議会（以下「当協議会」という。）と協議・調整の上、決定するものとする。

### (1) 有機農業の生産段階の推進

市内農業者を対象として、有機農業に関心のある農業者の掘り起こしから有機農業者の人材育成、有機農業の栽培技術の確立・普及及び有機栽培面積の拡大に資する支援を総合的にサポートするため、次の①から④までの業務を実施する。

#### ① 有機農業に取り組む農業者等の把握【有機農業者の掘り起こし】

有機農業に取り組む市内農業者の情報把握に努め、その情報を把握した場合には、その農業者の取組み等に関する調査を行い、その結果を当協議会に報告するものとする。

## ア 調査内容

当協議会と協議の上、今後の有機農業推進の実現に寄与する調査票を作成し、その調査票に基づき、その結果を当協議会に報告するものとする。

## イ 調査・報告時期

下記②の受講者及び当協議会が把握している農業者情報をもとに、調査を実施し、その結果を随時、当協議会に報告するものとする。

## ② 有機農業研修会の開催【有機農業者の人材育成・確保】

市内農地で有機農業に取り組む者又は今後取り組む意向のある農業者を対象として、有機農業の栽培技術の取得及び有機転換の拡大等に資する研修会を次のとおり企画、開催するものとする。

### ア 開催内容

新たに有機農業に取り組む農業者を対象とした入門編と、水稲作、畑作・露地野菜などの作物別の実践編の研修会を開催するものとする。なお、実践編の研修会の講師については、原則、他の市町村において、現に生業として有機農業を先進的に取り組む個人又は法人の中から選定するものとする。

### イ 開催回数

3回 ※入門編1回、実践編2回を想定

### ウ 開催場所

原則、当協議会が無償で用意する会場で開催するものとする。

### エ その他

研修会の募集チラシの作成、受講者の募集受付及び研修会終了後のアンケートの実施並びにそのとりまとめに関する業務についても、本委託業務の一部とする。

## ③ 水稲有機栽培マニュアルの策定【栽培体系の横展開・平準化】

当協議会生産者部会の会員に対するヒアリングをもとに、当協議会の有機栽培の特徴である紙マルチ田植え機やウィードマンを使用した水稲有機栽培マニュアルを策定するものとする。また、そのマニュアルの策定にあたっては、市内の状況だけでなく、他の市町村において、紙マルチ田植え機等を使用した有機農業を先進的に取り組む個人又は法人の栽培管理方法などを加えた内容とするものとする。

### ア 規格

A4・フルカラー・製本

### イ 部数

100部

## ④ 有機JAS認証取得支援【他産地における農産物との差別化の促進】

有機JAS認証の制度や手続きを紹介するセミナー及び個別相談会を開催するとともに、有機JAS認証への移行を円滑にするための有機栽培管理ツールなどを開発するものとする。

### ア セミナー及び個別相談会の開催

有機JAS認証制度に精通した者を講師として選定し、次のとおりセミナ

一及び個別相談会を開催する。

(7) 開催回数

セミナー：1回

個別相談会：2回

(4) 開催場所

原則、当協議会が無償で用意する会場で開催するものとする。

(ウ) その他

セミナー及び個別相談会の募集チラシの作成、参加者の募集受付及びセミナー等終了後のアンケートの実施並びにそのとりまとめに関する業務についても、本委託業務の一部とする。

イ 有機栽培管理ツールの開発

有機JAS認証への移行を円滑にするための、圃場の適合性を確認するためのチェックツールや有機栽培管理ツールなどを開発するものとする。なお、その開発したツールについては、市内生産者に広く利用、配布ができる内容のものを開発するものとする。

(2) 幸手産有機栽培米の消費拡大の推進

幸手産米のイメージを牽引する有機栽培米（以下「幸ヒカリ」という。）のブランド化に向けた販促ツールの作成から販路開拓支援までを一貫して実施し、幸ヒカリの認知度向上と消費拡大を図ることで、認知した消費者が継続的に幸ヒカリを購入できる機会の創出を図るため、次の①及び②の業務を実施する。

① 販促ツール資材の作成

幸ヒカリのPR用の販促資材として米袋やポスター、のぼりを作成するとともに、その作成にあたっては、幸手市らしさを訴求した意匠とする。なお、作成した意匠の著作権については、当協議会に帰属するものとする。

ア 米袋・ポスター・のぼりの作成

種類	仕様	枚数	納入期限
クラフト紙製米袋	5kg袋、紐付き	3,000	令和8年 9月30日
クラフト製米袋	10g袋、紐付き	500	
贈答用米袋	5kg贈答袋	1,000	
ポスター	・サイズ：A2 ・紙質：コート紙 135kg ・カラー：片面フルカラー	100	
のぼり	・サイズ：1800mm×450mm ・材質：テトロンポンジ ・カラー：片面フルカラー	30	

② ECサイト等を活用した販路開拓の支援業務

首都圏を中心に多くの消費者を抱えるECサイトやSNS等を活用した幸ヒ

カリの販売体系の構築を支援することにより、新たな販路の開拓及び消費者とのマッチングの促進に繋がる伴走支援を実施するものとする。

**ア 商品者とのマッチング促進支援**

ECサイト等での販売を希望する農業者を対象に、産地取材によるヒアリングを実施するとともに、農産物及び圃場等の写真を撮影するなど、消費者との効果的なマッチングに繋がる個別支援を実施すること。

**イ ECサイト等での販売支援**

ECサイト等への登録から販売までスムーズに行えるよう生産者の要望に応じた伴走型の支援を実施するものとする。また、消費者にとって魅力的に見える商品ページの作成支援等を実施するものとする。